

# 第3章 合併の取組み



# 第1部 川薩地区法定合併協議会設立まで

## 鹿児島県が市町村合併推進要綱を策定

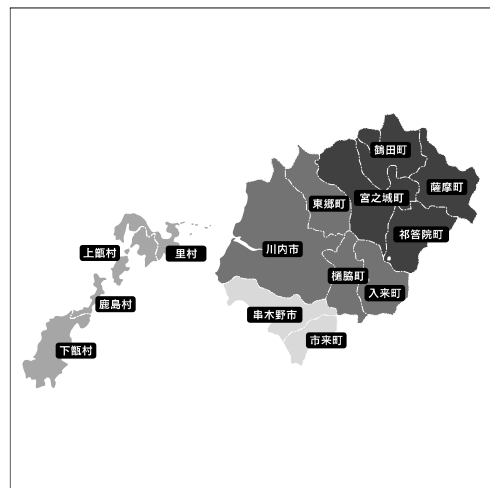
### 川薩域圏は5つの合併パターン(H12.12.22)

平成12年12月22日、鹿児島県は市町村合併推進要綱を策定した。

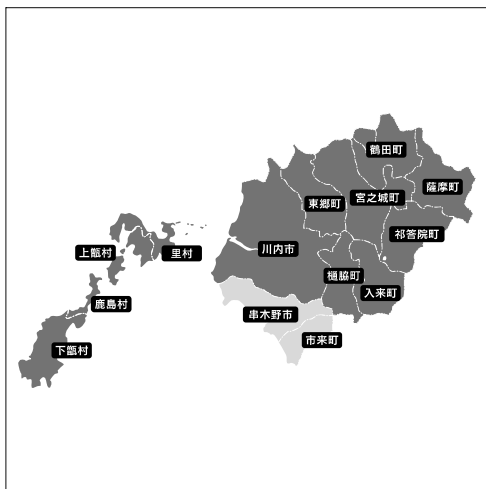
要綱の主な内容は、①市町村の現状と今後の展望②広域行政と市町村合併の関係③市町村合併の効果④市町村合併に際して懸念される事項と対処方策⑤市町村の合併パターン⑥市町村に関する国・県の支援策⑦市町村合併に関する市町村及び住民の役割・取組⑧具体の合併パターンとなっている。

このうち、川薩域圏は、A-Eの5つの合併パターンが示された。合併の構成市町村としては、①川内市・東郷町・樋脇町・入来町②宮之城町・鶴田町・薩摩町・祁答院町③里村・上甑村・鹿島村・下甑村④川内市・東郷町・樋脇町・入来町・宮之城町・鶴田町・薩摩町・祁答院町・里村・上甑村・鹿島村・下甑村⑤川内市・東郷町・樋脇町・入来町・宮之城町・鶴田町・薩摩町・祁答院町・串木野市・市来町・里村・上甑村・鹿島村・下甑村が示された。

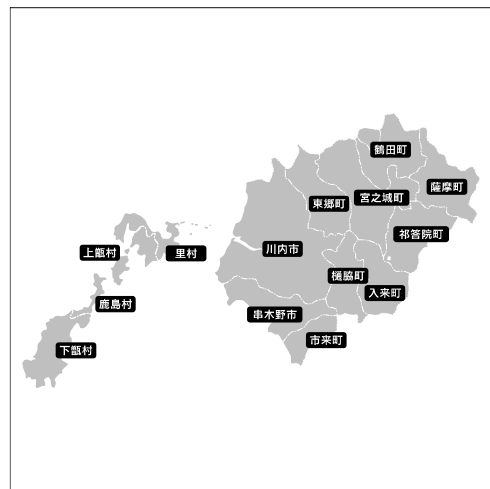
川薩〔A、B〕パターン



川薩〔C、D〕パターン



川薩〔E〕パターン



## 合併に向け情報交換開始(H13.2.13)

平成13年2月、鹿児島県が示した川薩圏域Eパターンの構成市町村である川内市・串木野市・市来町・樋脇町・入来町・東郷町・宮之城町・鶴田町・薩摩町・祁答院町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村の2市8町4村は、助役以下で構成する「市町村合併に関する情報交換会」を組織し、合併について情報交換することとし、平成13年2月13日に第1回の交換会を開いた。

## 中薩、西薩で調査研究事業に着手

平成13年9月、薩摩郡の樋脇町・入来町・東郷町・宮之城町・鶴田町・薩摩町・祁答院町の中薩7町は、市町村合併について協議し、県事業である「地域の将来像等に関する調査研究事業」に着手した。

平成13年10月、串木野市・樋脇町・市来町・里村・上甑村・鹿島村・下甑村の1市2町4村で構成する「西薩地域開発研究協議会」は、市町村合併について協議し、県事業である「地域の将来像等に関する調査研究事業」に着手した。

## 川内市・串木野市が合併シミュレーション実施

平成14年1月、川内市・串木野市は合併に係る協議を更に深めるため、県の補助事業である「広域行政等推進活動支援事業」を導入し、川内市は①川内市・樋脇町・東郷町②川内市・樋脇町・入来町・東郷町③川内市・樋脇町・入来町・東郷町・串木野市・市来町の枠組みで、串木野市は①川内市・串木野市②川内市・串木野市・樋脇町・東郷町・市来町③串木野市・市来町の枠組みで、調査研究や財政シミュレーションを実施した。

## 西薩地域開発研究協議会が地域シンポ開催(H14.3.21)

平成14年3月21日、串木野市・樋脇町・市来町・里村・上甑村・鹿島村・下甑村でつくる西薩地域開発研究協議会は市町村合併の地域シンポジウムを開いた。シンポジウムには関係者や住民ら約500人が参加し、合併問題についてパネルディスカッションなどが行われた。

## 祁答院地区除く2市4町4村で勉強会設置(H14.3.26)

平成14年3月26日、祁答院地区4町（宮之城町・鶴田町・薩摩町・祁答院町）からの合併に向けて検討していく旨の報告を受け、「市町村合併に関する情報交換会」の祁答院地区を除く、2市4町4村（川内市・串木野市・市来町・樋脇町・入来町・東郷町・里村・上甑村・下甑村・鹿島村）は、首長会議を開催し、2市4町4村で合併に向けた取り組みを行うため、課長級で構成する「合併問題勉強会」を設置し、勉強会の中に、係長級による「調整班」を置くことで申し合わせた。

## 合併問題勉強会が調査報告(H14.7.29)

合併問題勉強会は、2市4町4村における地域将来像の検討・比較データの作成・財政シミュレーション等を実施し、2市4町4村の助役会等を行いながら市町村合併に関する調査報告書をまとめた。

平成14年7月29日、2市4町4村の首長会議を行い、合併問題勉強会での調査結果を報告した。

また、調査結果を議会等に報告し、2市4町4村の枠組みに参加を希望する市町村は、8月16日に参集することを申し合わせた。

## 川西薩地区任意合併協議会設立準備会を設立 (H14.8.16)

平成14年8月16日、2市4町4村の枠組みに参加を希望する、川内市・串木野市・樋脇町・入来町・東郷町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村の2市3町4村の首長が参集し、10月初旬に川西薩地区任意合併協議会を設立することを申し合わせ、同日付で川西薩地区任意合併協議会設立準備会を設立した。

また、川内市に事務局を置き、任意合併協議会設立に向けた事務を行うこととした。

なお、2市4町4村で勉強会を行ってきた市来町は、川西薩地区の枠組みを辞退した。

## 「川西薩」へ祁答院町も参加(H14.9.10)

平成14年9月10日、薩摩郡祁答院町から川西薩地区任意合併協議会設立準備会長へ文書で準備会への参加申入れがあった。

平成14年9月30日、川西薩地区任意合併協議会設立準備会の構成市町村長並びに議会議長が参集し、祁答院町の準備会への加入について協議を行い、全員一致で祁答院町の加入を承認した。

その後、祁答院町の町長並びに議会議長を含め、10月7日に開催予定である川西薩地区任意合併協議会の設立について協議が行われた。

## 川西薩地区任意合併協議会を設立(H14.10.7)

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村、下甌村、鹿島村の2市4町4村は平成14年10月7日、「川西薩地区任意合併協議会」を設立した。

設立総会には各市町村の首長、助役、議会議長ら約90人が出席。会長に準備会長を務めた森卓朗・川内市長、副会長に富永茂穂・串木野市長、黒瀬一郎・樋脇町長、原口博文・川内市議会議長をそれぞれ選出した。

任意合併協議会では12月末までに4回の会議を開催し、平成15年1月には法定合併協議会の正式発足を目指すこととした。

第2回会議では、第3回会議で各市町村が法定合併協議会への参加について意向表明するこ

とを申し合わせていたが、下甑村からは事前に「村長が11月14日に辞任し、12月に村長・村議選があるため、合併問題については新しい議員と村長が民意を把握してから判断することになる。法定合併協議会への参加は留保させていただきたい」との連絡があった。

第3回会議は平成14年11月18日、川内市内で開かれた。協議の結果、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、鹿島村の2市4町3村で平成14年12月25日に法定合併協議会を設置させることで合意。下甑村は参加を留保した。

## 川西地区任意合併協議会が解散(H14.12.25)

川西薩地区任意合併協議会の第4回会議は平成14年12月25日、川内市内で開かれ、法定合併協議会設置に向けて任意合併協議会の解散を承認した。

会議には法定合併協議会への参加を留保している下甑村も参加。前村長の辞任に伴い行われた選挙で12月23日に村長に就任した町弘道村長は任意合併協議会委員の委嘱状を受けた後、「(法定協参加に向けて)誠心誠意、努力したい」と述べた。

## 川西薩地区法定合併協議会を設置(H14.12.25)

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、鹿島村の2市4町3村による川西薩地区法定合併協議会が平成14年12月25日、県内最初の法定合併協議会として設置された。

法定合併協議会の設置会議と第1回会議では、役員に任意合併協議会と同様、会長に森卓朗・川内市長、副会長に富永茂穂・串木野市長、黒瀬一郎・樋脇町長、原口博文・川内市議会議長を選出。協議会会議運営規程、平成14年度事業計画・歳入歳出予算などを承認した。

### ◆祁答院町で住民投票(H15.3.30)

#### 川西薩法定合併協議会を継続

祁答院町で平成15年3月30日、祁答院・宮之城・鶴田・薩摩の4町による法定合併協議会設置の賛否を問う住民投票が行われ、反対票が過半数を占めた。この結果、祁答院町は川西薩地区法定合併協議会での合併協議を続けることになった。

### ◆下甑村で住民投票(H15.5.11)

#### 7村議が失職

下甑村議会が川西薩地区法定合併協議会への参加を求める予算案を否決したことから住民グループが7村議の解職を求め、住民投票が平成15年5月11日に行われた。翌日開票され、7村議全員が失職した。

### ◆串木野市長が離脱を正式申し入れ(H15.5.19)

串木野市の田畑誠一市長が平成15年5月19日、川西薩地区法定合併協議会からの離脱を申し入れる文書を川西薩地区法定合併協議会長に提出した。串木野市議会は賛否同数で離脱について結論を持ち越しており、串木野市長が離脱を申し入れた。

## ◆下甌村議補欠選挙（H15.6.8）

住民投票で7村議が失職した下甌村で6月8日、村議会議員補欠選挙が行われた。選挙の結果、新人4人と元村議3人が当選した。

# 川西薩地区法定合併協議会を休止、 新法定協設置へ（H15.7.10）

川西薩地区法定合併協議会は、平成15年7月10日開催の第8回会議において、川西薩地区法定合併協議会の休止を決めた。

串木野市の離脱の動きをめぐって合併協議に支障が生じ、これ以上の協議と事務の遅れは許されないことや、下甌村の加入を実現するためには、いったん川西薩地区法定合併協議会を休止し、串木野市を除き、下甌村を加えた新たな枠組みによる新法定合併協議会を設置し、「先行協議」する必要性に迫られたため休止することとなった。

## ■川西薩地区法定合併協議会活動休止の理由

### 【下甌村の加入問題】

串木野市長から下甌村の加入について反対意見が出され法定合併協議会への加入ができなかったため、時間的な最終期限に入っている中で、下甌村が直ちに加入できる手法を検討する必要があった。

### 【串木野市長から「議会と意思統一された最終方針」が示されない】

平成15年3月以来4ヶ月にわたり、串木野市長から「議会と意思統一された最終方針」が示されないことで、法定合併協議会の運営に重大な支障が生じ、同時に議会と住民への説明責任を果たせない状況になった。

### 【合併協議への支障】

- (1) 新まちづくり計画は串木野市を含む枠組みで原案を調製したが、9市町村での住民広聴会が串木野市の広聴会不参加の申し出により開催の見通しが立たなかった。
- (2) 新市名称について、候補選定着手など今後の取扱いを決定できなかった。
- (3) 住民生活に直結する「使用料・手数料」「公共的団体」「上下水道」の取扱いなど合併協定項目については串木野市を含んで一元化調整したが、法定合併協議会への提案、

川西薩法定協  
来月10日に「川薩」発足  
串木野外れ  
下甌加入 9市町村が準備会

**合併時刻表**

川西薩地区法定合併協議会（2市4町3村）は二十八日、串木野市を除き下甌村を加えた一市四町四村での法定協設置準備会を川内市役所で開き、各議会の議決を経た上で七月十日に新枠組みの「川西薩地区法定合併協議会」を発足させることを決めた。現法定協は新〇〇四年十月十二日）などこれまでの協議結果は原則引き継ぐ。（2面に関連記事）

法定協発足時に休止する。合併期日の目標（二〇〇四年十月十二日）は九市町村は七月九日までに新法定協設置を各議会に諮る。設置準備会は七月三日に幹事会を開き、同日には新法定協設置会議と第一回法定協設置会議を開催する見通し。七月下旬までに串木野市の田畑一市長が離脱を撤回した場合は現法定協での約十五万人、面積六百八十三平方キロ。九市町村は七月九日までに新法定協設置を各議会に諮る。設置準備会は七月三日に幹事会を開き、同日には新法定協設置会議と第一回法定協設置会議を開催する見通し。七月下旬までに串木野市の田畑一市長が離脱を撤回した場合は現法定協での約十五万人、面積六百八十三平方キロ。

協議を復活させる。準備会では、会長に森卓郎川内市長を選任。各首長から「下甌の努力を無駄にしてはいけない」「串木野は進展がない。合併協議に時間がないのでやむを得ない」などの声が上がった。応募を締め切った新市の名称は、再公募するかどうかを含めて取り扱いを協議する。再公募なら八月以降となる。新法定協の予算は総額七千九百三十四万四千円。新法定協が発足すれば現法定協の支出はなくなるため精算する。

川西薩地区法定合併協議会（2市4町3村）は二十八日、串木野市を除き下甌村を加えた一市四町四村での法定協設置準備会を川内市役所で開き、各議会の議決を経た上で七月十日に新枠組みの「川西薩地区法定合併協議会」を発足させることを決めた。現法定協は新〇〇四年十月十二日）などこれまでの協議結果は原則引き継ぐ。（2面に関連記事）

南日本新聞（H15年6月29日付朝刊）



各市町村への持ち帰り、法定合併協議会で承認の流れが円滑にいかなくなった。

- (4) 社会福祉協議会については、平成15年3月27日までに9市町村の社協で川西薩地区社協合併協議会設置の意思決定をしたが、串木野市の動向が定まらないため第1回の協議会と幹事会を開催できなかった。
- (5) 早く方針を示すべき「新市役所の組織・定数」「議員の定数・任期」の協議ができなかった。
- (6) 一部事務組合の取扱い協議は、他の一部事務組合や法定合併協議会と共通スケジュールで連帯しており、法定合併協議会への提案の早い地区に合わせる必要があったため、1つの合併協議会の事情で遅らせることはできなかった。

#### **【合併特例法の期限】**

国県の財政支援のある平成17年3月までの合併特例法期限内に合併協議を済ませ合併を施行するためには、平成15年度中に調印、議決が必要であり、これ以上の協議と事務の遅れは許されない状況にあった。

#### **【合併の先行協議と復元方式による対応】**

従って、川西薩地区は、下甕村の加入の可能性を見出すことに併せ、「このままでは合併協議が進まないか」「新たな法定合併協議会を設置するか」の二者択一の最終期限に来ていたため、下甕村を含む新たな法定合併協議会を設置して「合併の先行協議と復元方式」で対応した。